社会福祉法人米原市社会福祉協議会 役職員旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会(以下「本会」という。) の役職員の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

- 第2条 役職員が出張した場合には、当該役職員に対して旅費を支給する。
- 2 役職員がほかの機関の依頼に応じ、または役職員以外の者が本会の依頼に応じ、 会務の遂行を補助するために出張した場合には、当該役職員等に対して旅費を支 給する。ただし、ほかの機関により旅費の支給を受けたときは、その金額を調整 する。
- 3 旅費の支給を受けることができる者が、出発前に出張命令を変更され、当該出 張のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった 金額を旅費として支給することができる。
- 4 出張日数が2日以上で宿泊を要する出張または5,000円以上の旅費を必要とする出張については、概算払することができる。
- 5 旅費の支給を受けることができる者が、出張中に交通機関等の事故または天災 その他の事情により、概算払いを受けた旅費額(概算払いを受けなかった場合に は、概算払いを受けることができた旅費額に相当する金額)の全部または一部を 喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において旅費として支給する。
- 6 旅費の支給は、前月分をその月の給料の支払日に支給する。

(出張命令等)

- 第3条 前条の規定による旅費は、出張命令者の発する出張命令・依頼簿(様式第 1号)によって行なわなければならない。
- 2 前項の規定による出張は、予算の範囲内において行なわなければならない。
- 3 出張命令者は、すでに発した出張命令等を変更する必要があると認める場合には、出張者の申請に基づきこれを変更することができる。

(出張命令等に従わない出張)

第4条 出張者は、会務上の必要または天災その他やむを得ない事情により、出張 命令等にしたがって出張することができない場合には、あらかじめ出張命令者に 出張命令等の変更申請をしなければならない。

(旅費の種類)

- 第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料および出張雑費とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空出張について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道は除く。以下同じ。)出張について、路程に応じ1キロメー

トル当りの定額または実費額により支給する。

- 6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ支給する。
- 7 出張雑費は、出張に伴う雑費について支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路および方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、会務上の必要または天災その他やむを得ない事情によるときは、その現によった経路および方法によって計算する。

(旅費の請求手続き)

- 第7条 旅費(概算払いに係る旅費を含む。)の支給を受けようとする出張者および 概算払いに係る旅費の支給を受けた出張者で、その精算をしようとするものは、 旅費(概算・精算)請求書(様式第2号)に必要な書類を添えて、これを所属長 に提出しなければならない。
- 2 概算払いに係る旅費の支給を受けた出張者は、当該出張を完了した後速やかに、 当該出張について、前項に規定する旅費の精算をしなければならない。
- 3 所属長は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、会計責任者に命じ、速やかに当該過払金を返納させなければならない。

(鉄道賃)

- 第8条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃、急行料金および座席指定料金 による。
 - (1) 旅客運賃の等級を設ける路線による出張の場合には、下級の運賃
 - (2) 旅客運賃の等級を設けない路線による出張の場合には、その乗車に要する 運賃
 - (3) 急行料金を徴する路線による出張の場合には、次に規定する急行料金 ア 第1号の規定に該当する路線による出張の場合には、同号に規定する旅 客運賃の等級と同一等級の急行料金
 - イ 前号の規定に該当する路線による出張の場合には、その乗車に要する急 行料金
 - (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による出張の場合には、前号に 規定する急行料金のほか座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り 支給する。
 - (1)特別急行列車を運行する路線による出張で片道 100 キロメートル以上の場合
 - (2) 普通急行列車を運行する路線による出張で片道 50 キロメートル以上の場合
- 3 第1項第4号の規定による座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による出張で片道 100 キロメートル以上の場合に限り支給する。

(船賃)

第9条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃、寝台料金ならびに座席指定料金

による。

- (1) 旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶による出張の場合には、中級の運賃
- (2) 旅客運賃の等級を2階級に区分する船舶による出張の場合には、下級の運賃
- (3) 旅客運賃の等級を設けない船舶による出張の場合には、その乗車に要する 運賃
- (4)会務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による出張の場合には、前各号に規定する運賃および寝台料金のほか座席指定料金
- 2 前項第1号または第2号に規定する運賃で、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による出張の場合においては、これらに規定する運賃は、同一階級内の最上級運賃による。

(航空賃)

第10条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

- 第11条 役職員が出張命令者の承認を受けて、自家用自動車等(道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第2条第2項に規定する自動車および同条第3項 に規定する原動機付自転車で、公務に使用することについてあらかじめ出張命令者に届出し、その使用について承認を受けたものをいう。)を使用する場合の車賃の額は、別表1のとおりとする。
- 2 車賃は、全行程を通算して計算する。
- 3 前項の規定による通算した路程1キロメートル未満の端数を生じた場合には、 これを切り捨てるものとする。
- 4 タクシー利用の場合は実費額による。
- 5 会務上必要または天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で出張の実 費を支弁することができない場合には、実費額による。

(宿泊料)

- 第12条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた実費とし、上限を別表1とする。 (出張雑費)
- 第13条 出張雑費の額は、別に定められた有料道路の料金および駐車料の実費額 による。

(旅費の調整)

第14条 規定による旅費により出張することが当該出張における特別の事情により、または当該出張の性質上困難である場合には、会長が別に定める旅費を支給することができる。

付 則

- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- この規程は、令和5年10月1日から施行する。